



住宅用脱炭素化設備などを導入する方 補助金制度のお知らせ

☎まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3908

町では、家庭での地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅用脱炭素化設備などを導入する際の費用の一部を補助しています。

申請期間

令和6年1月31日(水)まで
※予算がなくなり次第、受け付け終了となります。

補助金額

- 家庭用燃料電池システム
10万円(上限)
- ※自立運転機能があるものが対象です。
- 定置用リチウムイオン蓄電システム
7万円(上限)

■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

- ・住宅用太陽光発電設備とV2H充放電設備を併設する場合 15万円(上限)
- ・住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円(上限)

■V2H充放電設備 25万円(上限)

その他
詳しい内容は、町ホームページを確認してください。

住宅取得奨励金

☎ 企画空港政策課 企画調整係 ☎77-3926

定住促進と地域活性化を図るため、芝山町内に住宅を取得した方へ最大120万円の奨励金を交付します。

対象者

芝山町内に住宅を新築または購入した方

交付金額

- 基準額(一律) 50万円
- 町内建築業者による新築 20万円加算
- 若者夫婦世帯または子育て世帯 30万円加算
- 転入者 20万円加算
- ※若者夫婦世帯とは、夫婦ともに満40歳以下の世帯です。
- ※子育て世帯とは、世帯内に中学生以下の子ども(出産予定含む)がいる世帯です。
- ※転入者とは、転入日から起算して2年未満で、転入日前の1年間芝山町に居住していない方です。



▲詳しい内容はこちら



リフォーム工事を実施した住宅の居住者 住宅リフォーム補助金制度のお知らせ

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎77・3909

住宅環境向上や既存住宅ストックの活用促進とともに、地域経済の活性化と空き家対策の促進を図るため、リフォーム工事に係る費用の一部を補助します。

対象となる工事

町内の工事業者(本店・個人事業主)による税抜10万円以上のリフォーム工事

※令和6年2月末日までに完了し実績報告できる工事が対象です。

対象要件

- ・対象となる工事を実施した住宅に居住している(工事の実績報告までに居住予定の場合も含む)
- ・世帯員全員に町税などの滞納がない

対象となる住宅

- 自身の居住用または集合住宅(マンションなど)の場合
個人占有部分
- 店舗などの併用住宅の場合
個人住宅部分

補助金額

工事費の10%に相当する額(上限40万円)
※空家もしくは空家予定の住宅

の場合は15%に相当する額(上限60万円)を補助します。

受付期間

4月3日(月)～5月19日(金)

提出書類

- ・事前申込書
- ・リフォーム工事見積書の写し

注意事項

- ・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は対象になりません。
- ・申込件数が予算額を超えた場合は抽選になります。
- ・対象となる工事や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



▲町ホームページ
(<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000003385.html>)



旧耐震基準で建てられた木造住宅の居住者 住宅耐震診断・耐震改修補助のお知らせ

企画空港政策課 都市計画係 ☎77・3909

旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、耐震診断の補助と耐震性がないと判断された木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

対象となる建築物

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅と併用住宅部分
- 建物の地上階数が2階以下である住宅

※延べ面積の1/2以上が居住部分であるものが対象です。

対象者

- 対象となる建築物に自ら居住し、所有している
- 世帯員全員に町税などの滞納がない

補助金額

■耐震診断
診断費用の2/3に相当する額（上限8万円）

耐震改修

- 設計費の2/3に相当する額（上限4万円）
- 工事管理費の2/3に相当する額（上限6万円）
- 工事費の23/100に相当する額（上限40万円）

※設計費・工事管理費・工事費それぞれの合計額を補助します。

注意事項

- 補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は対象になりません。
- 申込件数が予算上限額に達した場合は受付を終了します。
- 対象となる住宅や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



▲町ホームページ
(<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000002278.html>)



ブロック塀の所有者・管理者 危険ブロック塀等対策事業補助金のお知らせ

企画空港政策課 都市計画係 ☎77・3909

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去し、軽量フェンスなどに改修する際の費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀等

- 芝山小学校の敷地からおおむね500m以内が存在する
- 道路面からの高さが1m20cm以上あり、高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高い

対象者

- ブロック塀等を管理している
- ブロック塀等を所有している
- 世帯員全員に町税などの滞納がない

※販売目的での整地や解体を行う方は対象になりません。

※公共事業などの用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方は対象になりません。

補助金額

危険ブロック塀等の撤去

- 次の①～③のうち最も少ない額を補助します。
- 撤去費用×1/2
 - 撤去延長×1万円/m

③10万円

■軽量フェンス等の設置

次の①～③のうち最も少ない額を補助します。

- 設置費用×1/2
- 設置延長×1万円/m
- 15万円

注意事項

- 補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は対象になりません。
- 申込件数が予算上限額に達した場合は受付を終了します。
- 対象となるブロック塀等や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



▲町ホームページ
(<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000003386.html>)